



女性なんでも相談

専任の相談員が相談に応じます。

対象 女性

相談内容 子育てに関する
こと 法律に関すること(セ
クハラ・離婚など法律的な問
題) 一般(健康・家族・職
場や近所での人間関係など)
相談日 子育て・一般/毎月
第2土曜日 法律・一般/毎
月第2火曜日 いずれも午後

1時～3時

法律相談は午後1時～4時

ところ 福祉文化会館

予約受付 月～金曜日・午前

8時30分～(先着順)

申し込み先 企画課男女共同

参画室(☎20 3166)

無料法律相談

弁護士が相談に応じます。

とき 3月14日(木)午後1

時～4時

ところ 市役所本庁舎1階市

民相談室

定員 8人(先着順)

予約受付 3月5日(火)午

前8時30分～

申し込み先 まちづくり推進

課(☎20 3158)

無料行政相談

行政相談委員が相談に応じ

ます。

とき 3月 7日(木)と25

日(月)午後1時30分～4時

19日(火)午後1時～3時

ところ 7日/市役所市民

相談室 19日/さざんか会館

25日/トスク本店インフォ

メーションルーム

問い合わせ先 鳥取行政評価

事務所(☎24 5541)

無料障害者相談

専任の相談員が相談に応じ

ます。

とき 毎週土曜日 午後1時

30分～4時

ところ さわやか会館1階相
談室(さざんか会館となり)
問い合わせ先 さわやか会館
(☎27 3338)

税の無料相談

税理士多数が相談に応じま

す。(還付申告受付も併設)

とき 2月24日(日)午前10

時～午後4時

ところ 鳥取県民文化会館

問い合わせ先 中国税理士会

鳥取支部鳥取税務指導所(☎

26 9563)

人権困りごと相談

人権擁護委員が相談に応じ

ます。

とき 毎月20日 午後1時～

4時

ところ さざんか会館

問い合わせ先 法務局人権擁

護課(☎22 2191)

無料交通事故相談

相談日 平日の午前9時30分

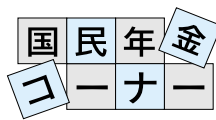
から午後4時40分まで(土・

日曜日・祝日は休み)

ところ 鳥取自動車保険請求

相談センター(☎24 4233)

弁護士による無料相談あり



国民年金保険料は、2年間で時効となるため、2年以上さかのぼって保険料を納めることはできません。「あとで払おう」と思っている、2年以上経過するとその期間の保険料は払うことができなくなります。

国民年金の加入期間に保険料の納め忘れがあった場合、それに応じて65歳から支給される国民年金(老齢基礎年金)は減額され、さらに障害年金、遺族年金も受けられないことがあります。

納め忘れはありませんか - 国民年金保険料の時効 -

過去に会社などに勤務し厚生年金や共済年金に加入していた人も、老齢基礎年金を受け取るためには、厚生年金などの加入期間と国民年金の保険料を納めるか免除している期間を併せて原則25年間が必要です。「すぐに勤めるから」と国民年金に加入しなかったり保険料を納めなかった場合、老齢基礎年金などを受け取れないことがあります。

会社などを辞めたときは、忘れずに国民年金に加入する手続きをしましょう。また、口座振替を利用すると納め忘れがなく便利です。

問い合わせ先 保険年金課
(☎20 3205)